

# 原子力開発利用長期計画と原子力政策大綱

---

平成25年7月

内閣府  
原子力政策担当室



# (現行)原子力政策大綱

原子力政策大綱は、**今後10年間程度に進めるべき原子力政策の基本的な考え方を示す**ものとして平成17年10月11日に原子力委員会が決定。同月14日、政府として、**本大綱を原子力政策の基本方針として尊重し、原子力の研究、開発及び利用を推進する**旨の閣議決定を行った。

## <原子力政策大綱の概要>

### 第1章

#### 基本的目標

1. 安全確保、平和利用等の基盤的活動の強化による前提条件の確保。
2. 原子力発電によりエネルギー安定供給と地球温暖化対策に貢献。
3. 放射線の利用により国民生活の水準の向上に貢献。
4. 効果的で効率的な施策の推進。

#### 政策推進の共通理念

1. 安全の確保
2. 多面的・総合的な取組
3. 短・中・長期の各取組の同時並行的な推進
4. 国際協調と協力の重視
5. 評価の重視

## 各分野の取組の基本的考え方

### 第2章 基盤的活動の強化

- 【**安全の確保**】 科学的かつ合理的な規制の実施、安全文化の確立、高経年化対策、テロ対策の充実、規制行政改革の有効性の検証等。
- 【**平和利用**】 IAEA保障措置の厳格な適用。国際社会への発信。プルトニウム利用計画の公表による透明性向上。
- 【**廃棄物処分**】 低レベル放射性廃棄物は処分実施中。国、事業者等の適切な役割分担の下に、高レベル放射性廃棄物等の処理・処分を計画的かつ着実に推進。
- 【**人材育成**】 魅力ある職場作り、多様な人材の育成・確保。
- 【**広聴・広報、立地地域との共生**】 広聴・広報の充実、リスクコミュニケーション活動の実施、国・事業者と地域社会との対話の促進等。交付金事業の効果的・効率的実施。

### 第3章 原子力利用の推進

- 【**原子力発電**】 **2030年以後も総発電電力量の30～40%程度以上を担う。**このため、①既存施設の最大限の活用と新規立地への取組、②既存炉代替に向けて、改良型軽水炉の開発、③高速増殖炉は2050年頃から商業ベースの導入を目指す。
- 【**核燃料サイクル**】 **使用済燃料に含まれるプルトニウム、ウランの有効利用(再処理、プルサーマル)を着実に推進。**六ヶ所の再処理能力を超える使用済燃料は中間貯蔵。
- 【**放射線利用**】 新材料創製技術やがん治療等に活用し普及。

### 第4章 研究開発の推進

- 【**発展段階の異なる課題の組み合わせの並行推進**】
  - ・原子力発電及び核燃料サイクルの改良・改善、高速増殖炉等の研究開発の推進。
  - ・安全研究、核融合、量子ビームテクノロジー等の基礎・基盤研究の充実
- 【**選択と集中**】費用対効果、官民役割分担、国際協力の可能性等を総合的に評価した「選択と集中」を重視。

### 第5章 国際的取組の推進

- 【**核不拡散体制の強化**】新たな提案の検討に積極的に参画。
- 【**国際協力**】 アジアを中心とした開発途上国協力、ITER等の先進国協力の推進。
- 【**国際展開**】 厳格な輸出管理を前提に、民間の国際展開活動を政府として支援。

### 第6章 評価の充実

- 【**政策評価と原子力委員会の責務**】 施策を継続的に評価・改善し、国民に説明していくことが重要。原子力委員会も政策の妥当性評価と説明責任を負う。

○原子力委員会において検討にあたって、**専門家、事業者、NGO等から構成される新計画作成会議**を設置し、小委員会等も含め延べ**42回、100時間超の審議**を実施。

○国民からの意見募集を3回実施するなど、**国民各層の意見を幅広く聴取し、審議に反映**。

【意見募集等に対する国民からの意見:約3,000件(事前段階 475件、大綱構成案作成段階 758件、原案作成段階 1,717件)】

# 原子力開発利用長期計画と原子力政策大綱（その1）

	過去の原子力開発利用長期計画	現行の原子力政策大綱
策定	昭和31年から平成12年までに計9回策定	平成17年に、原子力開発利用長期計画に代わるものとして策定
性質	原子力の研究、開発及び利用を進めるに当たっての具体的な指針及び推進方策の提示	原子力の研究、開発及び利用が目指すべき基本目標の提示及び主要な課題に対する今後の取組の基本的考え方の提示
位置付け	<p>原子力委員会決定後、閣議へ報告</p> <p>原子力委員会設置法 (決定の尊重) 第3条 内閣総理大臣は、前項の決定について委員会から報告を受けたときは、これを尊重しなければならない。</p> <p>※昭和53年に原子力委員会及び原子力安全委員会設置法と改正された後も、第23条において両委員会に対するものとして当該規定は存続</p>	<p>原子力委員会決定後、閣議へ報告</p> <p>閣議においては、原子力政策に関する基本方針とする旨を決定</p> <p>※「決定の尊重」に係る条項は、平成13年の省庁再編時に削除。</p>
体制	科学技術庁長官が原子力委員長を兼任	平成13年の省庁再編以降、学識経験者を原子力委員長として任命

# 原子力開発利用長期計画と原子力政策大綱（その2）

	原子力開発利用長期計画 (昭和31年9月決定)	原子力開発利用長期計画 (昭和36年2月決定)	原子力開発利用長期計画 (昭和42年4月決定)	原子力開発利用長期計画 (昭和47年6月決定)
核燃料サイクル	<ul style="list-style-type: none"> <li>将来わが国の実状に応じた燃料サイクルを確立するため、増殖炉、燃料要素再処理等の技術の向上を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用済燃料の再処理および劣化ウランの再使用に関する技術の開発を並行してすすめることにより、燃料サイクルを国内で自立できるように努力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>核燃料の加工、使用済燃料の再処理、プルトニウムの利用等を国内で行なうことにより、わが国に適した核燃料サイクルの確立につとめる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>加工事業、再処理事業その他核燃料関連の育成強化をはかり、わが国に適した核燃料サイクルの確立に努めることが必要</li> </ul>
再処理関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>燃料要素の再処理については、極力国内技術によることとし、原子力燃料公社をして集中的に実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>将来再処理事業は原子燃料公社に行わせる。</li> <li>1960年代後半に完成を目標として原子燃料公社に再処理パイロットプラントを建設し、工業化試験を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>動力炉の使用済燃料の再処理については、国内で行うことを原則</li> <li>原子燃料公社による再処理工場の建設(1970年度完成、1971年度操業)</li> <li>昭和60年頃には更に年間1,000トン程度の処理能力が必要となると見込まれ、新たな再処理工場が必要であり、民間企業において行われることを期待</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>再処理は国内で行うことを原則</li> <li>動燃において建設中の再処理施設は、1974年度に操業予定</li> <li>1977年度頃には使用済燃料の発生量がこの処理能力を上回る見通し</li> <li>動燃施設に続く再処理工場の建設に早急に着手する必要があるが、第2工場以降は民間において行われることを期待</li> </ul>
プルトニウム利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子燃料の有効利用等の見地からウラン、トリウムおよびプルトニウムについて十分な基礎研究を実施</li> <li>核燃料物質の基礎研究は原研にて実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>プルトニウムの燃料としての利用は、高速中性子増殖炉が最も有利だが、濃縮ウラン代替利用の研究開発を進める</li> <li>プルトニウム燃料の研究は、原燃公社および原研にて特別の研究開発体制を設けて強力に推進</li> <li>1970年代の前半に熱中性子炉への実用化を目標とする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高速増殖炉が実用化されるまでの間、核燃料の有効利用の観点から、熱中性子炉での利用に関する研究開発を行う</li> <li>熱中性子炉での利用は1975年頃の実用化を目標に、実用炉または新型転換炉の原型で実証試験を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>プルトニウムを軽水炉にリサイクルする場合は天然ウランおよび濃縮ウランの所要量をそれぞれ15%程度節減できるとみられるので、大量のウラン資源および濃縮ウランの確保をせまられているわが国としては、プルトニウムを軽水炉燃料として役立てることが必要</li> <li>軽水炉利用の技術は民間が主体となって一層効率的に研究開発が行われることを期待</li> </ul>
放射性廃棄物処分	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後廃棄物の発生量の増加が見込まれ、適切な時期に廃棄物処理のための機関を新設するほか、原研等において廃棄物処理の研究を推進する</li> <li>海洋投棄に関する研究を積極的に行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中高レベル廃棄物は最終処分区域の決定を慎重に検討、当面は貯蔵に向け検討する</li> <li>低レベル廃棄物の海洋処分は固化等適切に処理し、汚染の防止に留意する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中高レベル廃棄物は最終処分区域の決定を慎重に検討、当面は貯蔵に向け検討する</li> <li>低レベル廃棄物の海洋処分は固化等適切に処理し、汚染の防止に留意する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>低レベル廃棄物は固形化し、陸地処分や海洋処分を検討し、その可能性について、1980年頃までに見通し</li> <li>低レベル廃棄物のセメント、アスファルト等による固形化技術の確立</li> <li>高レベル廃棄物は当面慎重に保管し、長期貯蔵のために必要な固形化等の技術開発を進める</li> </ul>
高速増殖炉	<ul style="list-style-type: none"> <li>主として原子燃料資源の有効利用の面から、増殖型動力炉の国産に目標を置く</li> <li>増殖実験炉1基の建設を目指し、原研にて設計研究</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高速中性子増殖炉等の研究開発を原研にて進める</li> <li>小規模の実験炉を建設し、主として安全性に関連した研究を行い、実用規模炉のための工学的研究を推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>将来の原子力発電の主流となるべきもの</li> <li>高速増殖炉の開発は、国のプロジェクトとして自主的に実施</li> <li>1990年頃までに実用化することを目標とし、ナトリウム冷却型高速増殖炉を開発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>将来の原子力発電の主流となるべきもの</li> <li>動燃を中心としてナトリウム冷却型の実験炉、原型炉の建設を進める</li> <li>実用化は1985年～1995年と見込まれ、実証炉の建設など積極的に実用化の方策を講ずることも考慮</li> </ul>
エネルギー利用		<ul style="list-style-type: none"> <li>前期10年間ににおける原子力発電の開発規模は、電気出力約100万キロワット前後と考える</li> <li>後期10年間においては、原子力発電をできうるかぎり開発することが望ましいが、その規模は約600万キロワットないし850万キロワット程度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>昭和50年度における原子力発電の規模を約600万キロワットと見こむことは妥当</li> <li>昭和60年度頃までにおける原子力発電の開発規模については、3,000万キロワットないし4,000万キロワットに達するものと見こまれる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>将来における原子力発電開発規模について、電源開発調整審議会の電源開発長期計画から推定すると、昭和55年度において、原子力発電規模は約3,200万KWに達すると予想</li> <li>昭和60年度および昭和65年度にはそれぞれ約6,000万KW、約1億KWを原子力発電でまかなうことが要請されている</li> </ul>
放射線利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>アイントープおよび高エネルギー放射線の利用の研究については、極めて短期間に技術の飛躍的な改変をもたらす可能性があることにかんがみ、その研究の促進と成果の普及を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アイントープの新核種の開発・新しい利用技術の開発等に伴って、アイントープの利用は、今後ますますその応用分野が拡大し、実用化の面においても、大規模かつ広範囲に利用が促進されるものと期待</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>放射線の利用は、その研究開発の進展にともない、今後ますます拡大し、実用面においても大規模かつ広汎な利用が促進されるものと期待</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>放射線の利用は、研究開発による利用技術の高度化とともに、ますます発展しつつあり、今後とも安全を確保したうえで、産業経済と国民生活の広範な分野にわたって重要な役割を果たすものと期待</li> </ul>

# 原子力開発利用長期計画と原子力政策大綱（その3）

	原子力開発利用長期計画 (昭和53年9月決定)	原子力開発利用長期計画 (昭和57年6月決定)	原子力開発利用長期計画 (昭和62年6月決定)
核燃料サイクル	<ul style="list-style-type: none"> <li>我が国の核燃料サイクルの自主性の向上を図ることが重要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>核燃料サイクル関連事業の確立及びプルトニウム利用等により、国産エネルギーに準じた高い供給安定性が期待できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまでの研究開発の成果を活かし、官民の密接な協力な下にこれらの核燃料サイクル事業化を成功させることが必要である。</li> </ul>
再処理関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>再処理は国内で行うことを原則</li> <li>東海再処理施設の運転を通じ技術の確立を図るとともに、我が国における再処理需要の一部を賄う</li> <li>第二再処理工場の施設、運転は、電気事業者を中心とする民間が行うものとし、昭和65年の運転開始を目的に速やかに建設に着手することが必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>再処理については、大部分を海外への委託によって対応しているが、再処理は国内で行うとの原則</li> <li>当面、年間再処理能力1,200トンの民間再処理工場の建設を1990年頃の運転開始を目的に促進するとともに、さらに将来の需要の伸びに対応する再処理計画についても今後検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>再処理は国内で行うことを原則。海外再処理委託については慎重に対応</li> <li>国内における再処理能力を上回る使用済燃料については、再処理するまでの間、適切に貯蔵・管理</li> <li>1990年代半ば頃の運転開始を目的に青森県六ヶ所村において計画が進められている年間再処理能力800トンの民間第一再処理工場の円滑な建設・運転を推進</li> </ul>
プルトニウム利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>高速増殖炉の実用化までの間、熱中性子炉にリサイクルすることにより、ウランの所要量を軽減することが重要課題</li> <li>新型転換炉の原型炉の運転等を通じ実証を行うとともに、軽水炉へのプルトニウムリサイクルについての実証試験を進める</li> <li>プルトニウム燃料の加工については、実用化に必要な研究開発を進め、実証を行うとともに、事業化の検討を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高速増殖炉の実用化までの間、プルトニウムの蓄積が予想されるので熱中性子炉で利用</li> <li>高速増殖炉に先立ってプルトニウムの早期利用を図るため新型転換炉の開発及び軽水炉によるプルトニウム利用に関する開発を進める</li> <li>軽水炉については、実用規模での実証を1990年代中頃までに終了することを目標に民間が積極的に進めることを期待し、国は必要な支援を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>できる限り早期に軽水炉及び新型転換炉で一定規模でのプルトニウム利用を進める</li> <li>少数体規模での実証計画は、PWR、BWR1基に装荷</li> <li>実用規模の実証計画として、1990年代前半を目的にPWR及びBWRそれぞれ1基に最終装荷規模で4分の1炉心のMOX燃料を装荷し、1990年代後半にも本格的利用へ移行できるよう計画を進める</li> </ul>
放射性廃棄物処分	<ul style="list-style-type: none"> <li>低レベル廃棄物については海洋処分と陸地処分を組み合わせ実施</li> <li>海洋処分の安全性確認、本格処分に移行</li> <li>高レベル廃棄物は固化処理、一時貯蔵ののち処分</li> <li>固化処理及び貯蔵について、1990年頃までに実証試験</li> <li>地層処分について、1990年頃から実証試験</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>低レベル廃棄物は海洋処分と陸地処分を併せて行うこととし、早期に試験を実施、本格処分に移行</li> <li>高レベル廃棄物固化処理、貯蔵技術の研究開発を推進</li> <li>1980年代後半にパイロットプラントを建設、実証を行う</li> <li>高レベル廃棄物処分技術は2000年以降できるだけ早期に確立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>低レベル廃棄物は陸地処分及び海洋処分を基本方針</li> <li>低レベル廃棄物の陸地処分は民間事業者により1991年頃操業開始</li> <li>高レベル廃棄物は深地層処分を基本方針。適切な時期に実施主体を具体化</li> <li>動燃の貯蔵工学センター計画(深地層研究開発及び廃棄物貯蔵を目的)を推進</li> </ul>
高速増殖炉	<ul style="list-style-type: none"> <li>軽水炉から高速増殖炉へが基本路線</li> <li>1995年～2005年に本格的実用化を図ることを目標として開発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>エネルギーセキュリティ上の意義を鑑み、早期に実用化すべきであり、2010年頃の実用化を目標に開発に至らしめるよう早急に建設を進める</li> <li>1990年代初め頃に着工することを目標に実証炉計画を推進し、それ以降については実証炉の経験を踏まえて進める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>将来の原子力発電の主流にすべきものとして開発を推進</li> <li>高速増殖炉によるプルトニウム利用体系を構築していくことを積極的に目指す</li> <li>ことを基本とする</li> <li>高速増殖炉の技術体系の確立は、2020年代から2030年頃を目指す</li> <li>原型炉「もんじゅ」は1992年に臨界に至らしめるよう建設を進める</li> </ul>
エネルギー利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>昭和60年代までの原子力発電の開発規模としては、昭和60年度において3,300万キロワット、65年度において6,000万キロワットを目標(総合エネルギー対策推進関係会議)</li> <li>我が国の将来のエネルギー供給構造を安定的なものとするために、上記の原子力発電規模を大きな遅れなく実現させる必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>長期的な原子力発電規模の見直しについては、2000年には総発電設備の約30%(1980年度は約12%)約9,000万キロワットと想定されており、これを踏まえ長期的な視点に立って我が国の原子力開発利用を計画的に進めていく</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力発電の開発規模は従来の見直しに比べ、小さくなるものと見込まれるが、電力供給における原子力発電の割合は着実に拡大し、2000年では総発電電力量の約40%を占めるものと見込まれる。2030年においては、原子力発電設備容量は1億キロワットを超え総発電電力量の約60%を原子力発電が占めるものと考えられる</li> </ul>
放射線利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>放射線は、医療、工業、農業、放射線化学、食品照射等多くの分野で利用されており、今後ますますその発展が期待される</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>放射線及び放射性同位元素の利用(放射線利用)は、工業、農業、医療等の分野への幅広い応用を通じて国民生活の向上に大きく貢献するものであり、原子力発電とともに、原子力平和利用の重要な柱であるので、今後ともその一層の普及・拡大及び利用技術の高度化を図っていく</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>放射線及び放射性同位元素(RI)の利用(放射線利用)は、工業、農業、医療等の分野への幅広い応用を通じて国民生活の向上に大きく貢献するものであり、原子力発電とともに、原子力平和利用の重要な柱</li> </ul>

# 原子力開発利用長期計画と原子力政策大綱（その4）

	原子力開発利用長期計画 (平成6年6月決定)	原子力開発利用長期計画 (平成12年11月決定)	原子力政策大綱 (平成17年10月決定)
核燃料サイクル	<ul style="list-style-type: none"> <li>核燃料サイクルは、資源や環境を大切に、また放射性廃棄物の処理処分を適切なものにするという観点からも有意義であり、将来を展望して着実に取り組んでいきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民の理解を得つつ、使用済燃料を再処理し回収されるプルトニウム、ウラン等を有効利用していくことを国の基本的考え方とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>核燃料資源を合理的に達せられる限りにおいて有効に利用することを目指して、(略)使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム、ウラン等を有効利用することを基本の方針とする。</li> </ul>
再処理関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>再処理は国内で行うことを原則。海外再処理委託については慎重に対応</li> <li>国内の再処理能力を上回る使用済燃料についてはエネルギー資源の備蓄として再処理するまでの間、適切に貯蔵・管理</li> <li>現在建設中の六ヶ所再処理工場については、2000年過ぎの操業開始を目指す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>核燃料サイクルの自主性を確実にする等の観点から、再処理は国内で行うことを原則。</li> <li>民間事業者は、我が国に実用再処理技術を定着できるよう、初の商業規模の再処理工場を着実に建設、運転していくことを期待</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>核燃料サイクルの自主性を確実にする等の観点から、再処理は国内で行うことを原則。</li> <li>国は、再処理に係る積立て金に関する法律等の措置を講じてきているが、効果的な研究開発を推進、所要の経済的措置を整備すべき</li> <li>事業者には、六ヶ所再処理工場等の建設・運転を着実に実施、責任をもって核燃料サイクル事業を推進することを期待</li> </ul>
プルトニウム利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>一定規模の核燃料リサイクルの実現が重要で、軽水炉と新型転換炉による実現を図る</li> <li>軽水炉によるMOX燃料利用を計画的に進める</li> <li>1990年代後半からPWRとBWRの小基数で利用を開始、2000年頃に10基程度、2010年頃までに十数基程度まで計画的・弾力的に拡大</li> <li>2000年過ぎには年間100トン弱程度国内MOX燃料加工の事業化が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>プルサーマルは、ウラン資源の有効利用を図る技術であるとともに、原子力発電に係る燃料供給の代替方式であり、内外の利用準備や利用実績、安全性の評価を踏まえれば、計画を着実に推進していくことは適切である。</li> <li>国内MOX燃料加工事業が早期に産業として定着するよう努力する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当面、プルサーマルを着実に推進することとする。</li> <li>国においては、国民や立地地域との相互理解を図るための広聴・広報への積極的な取組を行うなど、一層の努力が求められる。</li> <li>事業者には、プルサーマルを計画的かつ着実に推進し、六ヶ所再処理工場の運転と歩調を合わせ、国内のMOX燃料加工事業の整備を進めることを期待</li> </ul>
放射性廃棄物処分	<ul style="list-style-type: none"> <li>海洋投棄は行わない</li> <li>発電所廃棄物の低レベルは浅地中処分</li> <li>高レベル廃棄物は地層処分を基本方針として、2000年を目安に処分事業の実施主体を設立、2030～2040年代半ばまでに操業開始を目指す</li> <li>地層処分の研究開発は動燃を中核として推進、深地層の研究施設を整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>放射性廃棄物については、早期に安全かつ効率的な処理及び処分が行えるよう発生者等の関係者が十分協議・協力し、具体的な実施計画を立案、推進し、国は必要に応じ関係者の取組を支援</li> <li>最終処分地の安全の規制・評価のために必要な研究開発や深地層の科学的研究等の基盤的な研究開発及び地層処分技術の信頼性向上の技術開発を推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究開発機関等は、放射性廃棄物の効果的で効率的な処理・処分を行う技術の研究開発を先進的に進めるべき</li> <li>高レベル廃棄物の地層処分に係る研究開発を着実に進めていくことを期待。国は、こうした研究開発の進捗を踏まえて、安全規制に係る制度等を整備することが必要</li> </ul>
高速増殖炉	<ul style="list-style-type: none"> <li>高速増殖炉を相当期間にわたる軽水炉との併用期間を経て、将来の原子力発電の主流にすべきものとして、計画的かつ着実に開発</li> <li>原型炉「もんじゅ」は性能試験を着実に進め、1995年末の本格運転を目指す</li> <li>2030年頃までには実用化が可能となるよう技術体系の確立を目指す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原型炉「もんじゅ」は我が国における高速増殖炉サイクル技術の研究開発の場の中核として位置付け、早期の運転再開を目指す。</li> <li>高速増殖炉サイクル技術として適切な実用像とそこに至るための研究開発計画を提示することを目的に、核燃料サイクル開発機構で実施している「実用化戦略調査研究」を推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高速増殖炉については、(略)2050年頃から商業ベースでの導入を目指す</li> <li>研究開発の場の中核と位置付けられる「もんじゅ」の運転を早期に再開し、10年程度以内を目途に「発電プラントとしての信頼性の実証」と「運転経験を通じたナトリウム取扱技術の確立」という所期の目標の達成を優先して取り組むべき</li> </ul>
エネルギー利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>電力供給における原子力発電の割合は今後も着実に拡大し、商業用原子力発電の総発電電力量に占める割合は2000年において約33%、2010年において約42%を占めるものと見込まれる</li> <li>長期的展望としては、2030年における原子力発電の設備容量は約1億kWに達することが期待</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力発電は、既に国内総発電電力量の3分の1を超える電力を供給し、我が国のエネルギー自給率の向上及びエネルギーの安定供給に貢献するとともに、エネルギー生産当たりの二酸化炭素排出量の低減に大きく寄与しており、引き続き基幹電源に位置付け、最大限に活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力発電がエネルギー安定供給及び地球温暖化対策に引き続き有意に貢献していくことを期待するためには、2030年以後も総発電電力量の30～40%程度という現在の水準程度か、それ以上の供給割合を原子力発電が担うことを目指すことが適切</li> </ul>
放射線利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>放射線利用に関する研究開発については、医療分野等におけるRI利用技術、加速器を用いたビーム発生・利用技術及び研究用原子炉を用いた中性子照射・利用技術に関する研究開発を進めていく</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>分かりやすい情報の提供と積極的な情報公開により国民の理解を得ながら、今後も、医療、工業、農業等の幅広い分野で活用できるように、研究開発を進めつつ放射線利用の普及を図っていくことが重要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>従来から存在する産学官の連携の取組を強化して情報提供、経験交流、共同開発を進める観点から、医学分野・工学分野・農学分野間の連携等を図るとともに、事業者、国民、研究者間の相互交流のためのインターフェースや相互学習のためのネットワーク等を整備</li> </ul>